

少子化対策・女性の活躍促進特別委員会記録

開催日時 令和3年11月26日(金) 13:04～13:55

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

川口 延良 委員長

阪口 保 副委員長

階戸 幸一 委員

乾 浩之 委員

山村 幸穂 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 金剛 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 11月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○川口(延)委員長 ただいまの説明、報告またはその他の事項も含めて質問がありましたらご発言をお願いします。

○山村委員 それでは、質問します。

最初に、障害のある子どものことについてお聞きします。先日、奈良県の保育運動連絡協議会の皆さんが県に要望に来られまして、その中で、発達に障害のある子どもを持つ保護者の方も来られていました。また、現場の保育士の方もお見えになっていて、最近は何れの現場でも発達に障害のある子どもが非常に増えていて、診断書をもっている方もいるし、もっていないけれども困難を抱えている子どもが各クラスに複数人、多ければ5、6人いるということもお聞きしました。保育園あるいはこども園や幼稚園など、そういう場所で発達障害児や困難を抱えている子どもがどのくらいいるのか、その実態について、どのように把握されているのかお聞かせいただきたいと思います。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 特別な支援を要する子どもの数についてですが、これは毎年、厚生労働省において障害児保育の実施状況調査がなされていて、県もこの調査に協力しています。令和2年度の数字は、県内の保育施設等を利用した障害児の数は合計で867名、約900名です。

○山村委員 その調査に係っている子どもというのは、通所支援を受けておられるなど、そういう人という意味ですか。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 調査対象になっている障害児は、例えば身体障害者手帳を所持していたり、あるいは手帳等を保持してなくても医師による診断書等の客観的な証明を持った子どもたちのことで、先ほど申し上げた約900名ということです。この子どもたちについては、いわゆる保育士を加配する国の制度があり、その上で県単独の制度も上乘せであり、その対象になっているというものです。

○山村委員 ということは、今おっしゃった900名弱の方々に対して、県では、例えば保育所であれば保育士の加配をされるとか、そういう対象になっていると考えればいいわけですね。実際に手帳がないとか、診断書の手続をしていない子どもでも、困難を抱えている方はたくさんいると思うのです。そういう方も保育所の中では混在しておられますから、加配はつかないけれども、実際上は非常に手がかかっている、行き届いた保育をするためにはその実態に見合った加配や支援が要ると思うのですが、その点については、県としてはどのように配慮をされたり対応されたりしているのかお聞きしたいと思います。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 今、山村委員がご指摘された内容につきましては、保育士の配置基準などにも絡んでくる根本的な問題であろうかと考えています。保育士の配置基準の見直しについては、先日、山村委員から紹介がありました団体との意見交換に、私も出させていただいていろいろと現場の声を頂戴し、なるほど、苦勞されているなど、すごく認識が高まったところです。その中で、保育士の配置基準を充実してほしいという話もありましたが、保育士の配置基準の拡充には財政措置が付き物です。県の考え方としましては、このような財政措置が伴う措置については国の役割だということで一旦整理していますので、毎年、全国知事会等を活用して要望もしています。今後につきましても、さらにそういった実態の声等も踏まえまして、地方から声を上げていくことが大切なことではないかと認識しています。

○山村委員 分かりました。保育士の人数を増やしてもらおうと思うと、もちろん国の基準ですので、国の制度に則る必要があるということは私もよく分かっています。しかし、

国に支援を求める、改善を求めていく上でも、現状、保育所や幼稚園の実態がどのようになっているのか把握が必要です。つまり、困難を抱える子どもがどのくらいいるのかきちんと把握した上で、いろいろな子どもが混在することで保育士の困難が増幅していて、やはりこれだけの定数の改善が必要だ、と求める必要があると思います。また、県においても加配していただいているというけれども、実態とは合わない状況になっているということが現場から出されましたので、少しでもその間を埋めていくことが、つまり定数改善以外にもできる部分があると思います。その部分に真剣に取り組んでいただくとともに、きちんとその実態の把握を県としてもやってほしいと思っています。ぜひお願いしたいと思います。その点はいかがですか。

○栗田奈良つ子はぐくみ課長 山村委員からご指摘がありましたことについては、市町村等の協力も得ながら実態の把握を努めていく必要があると思いますので、検討を進めてまいりたいと思います。

○山村委員 分かりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。同時に、加配だけでなく、関係機関と連携して、現場で困っている保育士や教員、保護者に、相談支援も含めて、いろいろな形での支援があると思います。先日の団体の方のお話では、コロナ禍でゆっくり保育士とお話する機会もなく、子どもの将来についての相談も難しいとおっしゃっていましたので、その辺りも支援していただきますと、やはりご家族も安心ですし、保育の面でも安定する部分があると思いますので、併せてお願ひしたいと思います。

それから次に、大和高田市の方から先日相談があった話ですけれども、保健センターの指導で療育を受けている発達に障害のある子どもが、1年を経過したため、療育を継続するための医療機関による診断を受けようと、リハビリテーションセンターに診察の予約をお願いしたそうですが、5か月先にしか予約できないということがあったということです。すごくお困りになりまして、市からの紹介や県のホームページなどを見て、リハビリテーションセンター以外の医療機関に診察できないか連絡をしたところ、近くの3か所で予約はできないと断られてしまったという事例がありました。せっかく療育を始めて効果が現れてきているにもかかわらず、診断書が出るまで5か月間の中断となりますと、やはり母親も不安で、何とかありませんかと私にご相談がありました。リハビリテーションセンターも予約がいっぱいでお困りの方がたくさんいらっしゃるからそうなのだという事はよく分かるのですが、県として、そういう状況がないように、できるだけ早く診察が受けられる状況をつくっていくために、改善が要るのではないかと考えています。その

点についてどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

もう1点は、この方の場合、その後、療育をしていただいている支援センターの方が大和高田市に掛け合って、特例的に診断書がなくても中断せずに療育を続けていただくという配慮をしていただけたということで、その点では良かったのですが、ただ、こういうやり方は市町村によってまちまちだということも聞いています。診断書がなくても見てくれるところもあるし、そうではないところもあるようですが、子どもがどこにおられましても、やはり最善の対応をしていただけるような環境をつくる必要があると思います。そのためには、市町村だけではなく、県としても何らかの支援、応援ができないかと思っているのですが、その点についても併せて伺いたいと思います。

○戸毛疾病対策課長 発達障害の子どもが医療機関を受診される場合、自治体等に提出するための障害を有することを認定する診断書を取得することを目的とする方が一定数おられ、これらの方が一部の医療機関に集中することで、予約に数か月待ちの状況を生じさせているということが考えられます。このため県では、一部の医療機関に予約が集中しないよう、発達障害の診療医療機関の情報をリスト化し、ホームページで公表しています。引き続き医療機関の情報を入手して周知していきたいと思っています。

○東川障害福祉課長 市町村によって扱いが違うということについてお答えします。

療育に係る障害児福祉サービスの給付決定につきましては、国が定める障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等において、当該児童が療育、訓練を必要とするか否かを市町村保健センター、児童相談所、保健所等に意見を求めることが望ましいとしています。その際、障害の有無の確認に当たっては、年齢等を考慮して、必ずしも診断名を有しなくても、障害が想定され支援の必要性が認められればよいものとする、とされています。必ずしも診断書を必要としないということです。県におきましては、本取扱いの趣旨に基づきまして、市町村に対して障害福祉サービスの給付決定に際しての障害の有無の確認方法について、地域の実情に応じて柔軟な対応をお願いするなど、障害福祉サービスを必要とする方に、適切にサービスが届くよう努めているところです。

○山村委員 分かりました。とにかく一部に受診が集中しているために、リハビリテーションセンターが大変な状況になっているのだと思いますが、実際に療育、障害児通所支援受給者数は、年々増えているということをお聞きいたしました。平成30年3月の時点で4,600人であったものが、令和3年の厚生労働省の調査では、7,000人という結果が出ているということですので、大きく年々増加していると感じています。対応を

きめ細かくしていただくためには、先ほどお答えいただきましたように、保健センターあるいは保健所、市町村、それぞれでの対応をふさわしいものにしていただくことがもちろん必要なことだと思っています。それと同時に、ただ診断書をもらうためだけではなく、やはり早期発見、療育あるいは保護者の支援、成長発達を促していくという点で、保健師、小児科医、心理職という専門家のきちんとした関わりがやはり重要であると思いますので、できるだけ専門職の養成、どの子どもひとしく医療や治療が滞りなく受けられる環境を、県としてもつくってほしいと思っています。実際にそれだけ増えていっているということは、対応も同じぐらいのスピードで増やしていかないと追いつかないと思いますので、大変な課題で、国全体の問題だとは思いますが、ぜひ今後、充実していただくようお願いします。

次に、（仮称）奈良っ子はぐくみ条例についてです。子どもが社会の一員として健やかに成長することができる社会を目的にされているということでした。これは、子どもの権利条約と趣旨を同じくしてつくられていると理解しているのですが、奈良県の子どもに関する施策全体の中で、県が目指す縦割りではなく横のつながりでつくっていききたいという条例に、具体的にどのように権利条約を生かしていこうとしているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

それともう1点、子どもの最善の利益を図る、子どもが社会の一員として意見を表明する権利が認められるように、ということも書かれていると思いますが、この計画の策定に当たって、子どもの意見はどのように反映されているのか。どのように聴取されているのか。その点についても併せて伺いたいと思います。

○金剛こども・女性局長 まず、1点目の子どもの権利条約とこの条例との関係についてお答えいたします。

（仮称）奈良っ子はぐくみ条例（案）の根底の考え方ですが、子どもは大人と同じように社会を構成する一員であること、子どもの権利を保障すること、子ども本人のための育みを行うこと、困難を抱える家庭の子どもの機会の平等、子どものセーフティネット、という考え方を持っています。目的や基本理念等にこの考え方を盛り込みまして、そしてもちろんこれから基本的施策を条文化していく際も同様です。基本的には子どもの権利条約の原則や、うたわれている子どもの4つの権利、いわゆる生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利、この4つの権利と基本方向は合致していると考えています。この条例をきっかけに、子どもが社会の一構成員であり、権利の主体であるという理念が広

く県民の皆様に共有されて、保護者とともに社会全体で子どもを育む環境づくりが進むよう取り組んでまいりたいと考えています。

それから、2点目の子どもの意見を反映するという件について、今回の条例案は、子どもを権利の主体として捉えて権利を保障するという考えに立っていますので、山村委員お述べのように、子どもの意見を聞くということは、あらゆる場面で考慮すべき点であると考えています。この条例制定に当たっては、間接的ではありますが、先日、11月12日の県の子ども・子育て支援推進会議でも、日頃子どもに直接関わっておられる委員の方々から、子どもを育む立場、また守る立場などからご意見をいただいたところです。いただいたご意見を少し紹介させていただきますと、ワンストップで子育て相談ができる場がもっと増えればいい。そして、経済的格差が子どもに及ぼす影響が大きいので、子どもだけではなく家庭生活全体にフォーカスを当ててほしいといったようなご意見をいただきました。現時点では、今後直接子どもの意見を聞く場を持つということは考えていませんが、今後実施するパブリックコメントにおきまして、子どもの意見を踏まえたご意見をいただけるよう、しっかり情報提供したいと考えています。具体的には、日常的に子どもに接するスクールソーシャルワーカーなど教育の関係者、それから、市町村、そして、地域の子ども食堂をはじめとする子どもを支援されている団体の皆様など、幅広い関係者の皆様を通じて、できるだけ子どもの意見も伺うことができると考えています。

○山村委員 子どもの権利条約にのっとりつくっていただいているということで、その点、そのとおりだと私も思っています。

できれば、直接子どもの意見を聞く場も設けていただけたほうがいいのではないかと思っています。例えば神奈川県条例策定時は、子どもの意見を直接聞く部会をつくられて、子どもにアンケートを取ったり子どもから意見を聞いたりされていて、また、長野県の例では、子どもにアンケートで現在どのような状態なのか聞いているようです。その中で、多くの子どもは非常に安定して、大人に見守られて育っているけれども、一方で、約1割の子どもがそのアンケートの中で、いじめに遭ったり体罰があったり、結構苦しんでいるということを吐露されていると紹介されていて、子どもに直接聞くことは、状況を把握する上で、とても大事なことだと感じています。いろいろ工夫して子どもに関わる人からお話を聞くよう、今後も取り組んでいただけるということですが、子ども自身のことを決める条例ですので、アンケート方式など、子ども自身も関わって、自分たちのことをみんなで考えているということが大事だと思っていますので、これはぜひよろしくお願

いします。

最後に、もう1点お聞きしたいのは、学校教育でのICT活用についてです。高校生全生徒が授業で使用するパソコンを自費で購入する方式にするということですが、教育委員会から提案されている中身では、家庭の負担は5万円ぐらいと聞いています。大変高額で、これ以上家庭の負担を増やさないでほしい、できれば公費でできないのか、というお声を頂戴しています。全国的には、公費でそろえているところもあるようです。実際に19自治体が公費と聞いていまして、21自治体が保護者負担となっているようですが、今、コロナ禍で子どもの貧困と経済的格差が非常に大きな問題になっている状況の中で、できるだけ負担を減らして、お金の心配なく学べる環境をつくっていくことが、子育てという観点からも教育に求められていると思っています。その点についていかがお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○山内学校教育課長 県立高校において、パソコンを1人1台、いわゆるBYOD方式で端末環境を整えるということについてお答えします。

9月定例会の代表質問においても同様のご質問をいただきまして、教育長から答弁しているところです。まず、基本的認識としましては、社会的、職業的自立を目前に控えた高校生にとって、パソコンは自らの視野や可能性を広げるための重要なツールの一つという捉え方をしています。このため、自らの学びやライフスタイルに応じた端末を選べるBYOD方式がふさわしいと認識しているところです。ただ、今、山村委員からご指摘いただいたような、特に低所得世帯への配慮が非常に重要になってきます。この点につきましては、低所得世帯に貸与する端末をしっかりと準備して、次年度に備えたいと考えていますし、それに加え、修学旅行や様々な教材費で保護者の負担をできる限り低減させていく措置も同時に対応してまいりたいと考えています。

○山村委員 教育にICTを導入することは大事なことだと思っていますし、必要なことだと感じているのですが、ただ、家庭に対する負担感という点でいいますと、やはりかなり大きなものがあるのではないかと考えています。公立高校の生徒一人あたり年間でどのくらい経済的負担があるのか、文部科学省の調査では、授業料や塾などの費用を除くと、21万1,629円と出ています。それ以外にも、給食はないため弁当代なども要りますが、それぐらい様々な負担があるというのが実態です。その中で、修学旅行などかかる費用を幾分か減らされるということですが、それにしても、やはり多額の負担が常々かかっている上で、さらにこの新しい購入、しかも、ただ購入すればいいのでは

なく、例えば家庭で学習となると、当然、通信費もかかってきます。滋賀県のお話を聞いていましたら、ここも各自が買うということになっているのですが、それぞれ県によって採用するものが違うとは思いますが、本体以外にも約10万円ぐらい負担があるという声もお聞きしています。これは本体だけの価格で考えていくことはできないものかもしれないと思っています。なので、低所得者の方への配慮は当然だと思いますが、普段からかなりの負担がかかっている上に今回の負担があるということですので、何とか公費で対応してほしいと私は思います。東京都のコンサルティング企業の調査ですけれども、中学3年生から高校2年生の保護者1万1,000人を対象にアンケート調査をしました。このパソコン購入に対してどのくらいならお金出せるかという点を聞いているのですが、ほぼ出せないという方が29%、1万円未満が35%、ゼロから1万円未満を合わせると64%、3万円以上出せると言われた人は4%で、非常に負担感を感じていると思っています。そういう意見があつて、本当に困っている方がたくさんおられるということをお聞きしたいし、今すぐ改善しますとはならないだろうとは思いますが、低所得者の方だけに配慮するのではなく、もう少し広く対応を考えてほしいということを強く求めたいと思うのですが、いかがですか。

○山内学校教育課長 山村委員からご意見いただきまして、今後も保護者の経済的負担の在り方について、このパソコンだけではなく、全体像をしっかりと捉えて対応してまいりたいと考えています。なお、低所得者へ貸与する場合も、家庭での通信費等がかかると思います。これにつきましては、奈良県高校生等奨学給付金で、通信費の増額はされていますので、そういった案内も含めてしっかりと対応してまいりたいと考えています。

○川口（延）委員長 よろしいですか。

○山村委員 はい、いいです。

○川口（延）委員長 ほかにございませんでしょうか。

ほかになければ、これもちまして質問を終わります。

それでは、理事者の方のご退席を願います。

委員の方はしばらくお残りください。

（理事者退席）

それでは、本日の委員会を受けまして、委員間討議を行いたいと思います。

委員間討議もインターネット中継を行っておりますので、先ほどまでと同様に、挙手の上、マイクを使って発言を願います。

ただいまお配りした資料は、9月の委員会までに出された意見などについて整理をしたものです。これまでに委員各位から出された意見等を踏まえて、少子化対策・女性の活躍促進に係る課題について意見交換をしていきたいと思えます。

それでは、ご発言を願います。

ご意見等よろしいですか。

特にご意見等がないようですので、これで委員間討議を終わります。

これもちまして、本日の委員会を終わります。